

新城市財政健全化推進プラン（案）

～第2次新城市総合計画に邁進できる財政基盤の構築に向けて～

平成30年9月

第2次新城市財政健全化推進本部

目次

はじめに

1	本市を取り巻くリスク要因	1
(1)	人口減少（特に生産年齢人口の減少）からくる税収減	
(2)	合併算定替の終了に伴う地方交付税の段階的縮減	
(3)	公共施設の維持管理に係る財政負担の増大	
2	プランの骨格	3
(1)	推進体制	
(2)	推進期間	
(3)	プランの体系及び財政効果目標額	
(4)	取り組みのチェック指標	
3	プランの具体的な取組内容	7
(1)	歳入確保	
ア	ふるさと納税増収	
イ	広告事業検討	
ウ	新たな資金調達検討	
エ	徴収率向上	
オ	公共施設使用料等適正化	
カ	市有地・分譲地売却	
キ	学校・こども園の跡地利用	
ク	空き家利用	
ケ	ごみの有料化	
(2)	歳出見直し	
ア	事務のペーパーレス化促進	
イ	窓口業務等アウトソーシング	
ウ	施設管理経費削減	
エ	用品調達経費削減	
オ	総人件費の削減	
カ	補助金の見直し	
キ	扶助費の見直し（就学援助を含む。）	
ク	給食の提供方法	
ケ	地域自治区予算の見直し	
(3)	公共施設等管理適正化	
ア	P I 推進	
イ	公共施設配置基準作成	
ウ	施設調査	

はじめに

日本全体が人口減少や少子高齢化など社会・経済構造の大きな転換期を迎えている中、新都市においては、人口減少に伴う税収減や平成28年度から始まっている地方交付税の合併算定替による算定額の段階的縮減などにより、これから歳入の確保が一段と厳しさを増すことが予想されます。その一方で、今後数年間に予定されている大型事業や老朽化が進む公共施設の維持管理のために、多額の経費が必要となる見込みです。このため、財政健全化の一層の推進を図るとともに、市民の将来不安を克服することを目的として、平成29年5月に「第2次新都市財政健全化推進本部」を設置しました。

この「第2次新都市財政健全化推進本部」では、歳入確保、歳出見直し、公共施設等管理適正化の3つの部会を設けて、『第2次新都市総合計画』に邁進できる財政基盤の構築を目指し、様々な角度から検討を続けてきました。

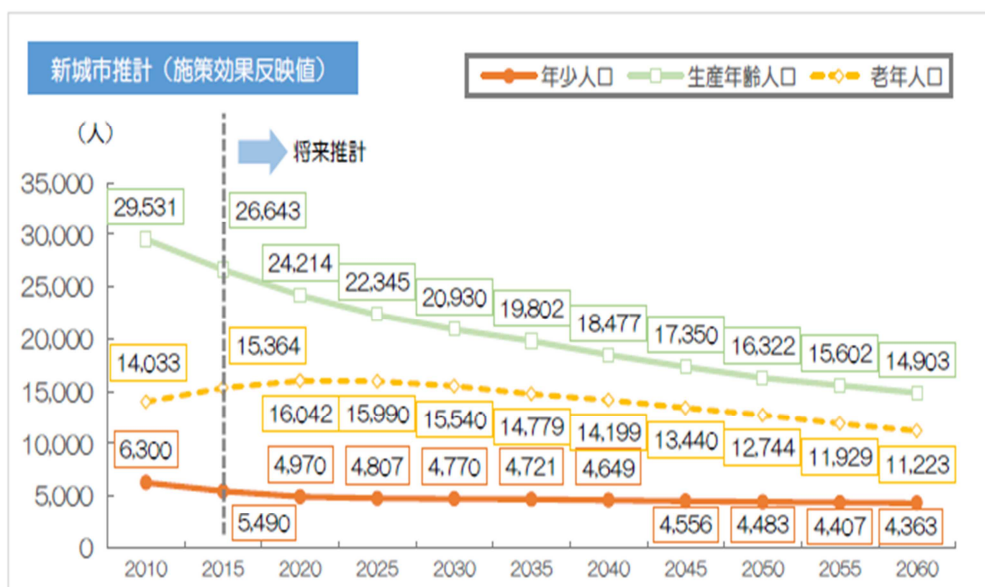
そして、これまでの検討結果の最終報告を兼ねる形で『新都市財政健全化推進プラン』を作成しましたので、今後はこのプランに基づき、これまで以上の覚悟を持って財政健全化に取り組んでいくこととします。

1 本市を取り巻くリスク要因

(1) 人口減少（特に生産年齢人口の減少）からくる税収減

本格的な人口減少時代、特に生産年齢人口の減少からくる税収減は、もともと自主財源の乏しい新都市にとって、持続可能な財政運営の根幹を揺るがす極めて大きなリスクです。この傾向は、今後とも続くことが予想されるため、税収減を最小限に食い止める方策を考えていかなければなりません。

年齢3区分別人口の推計

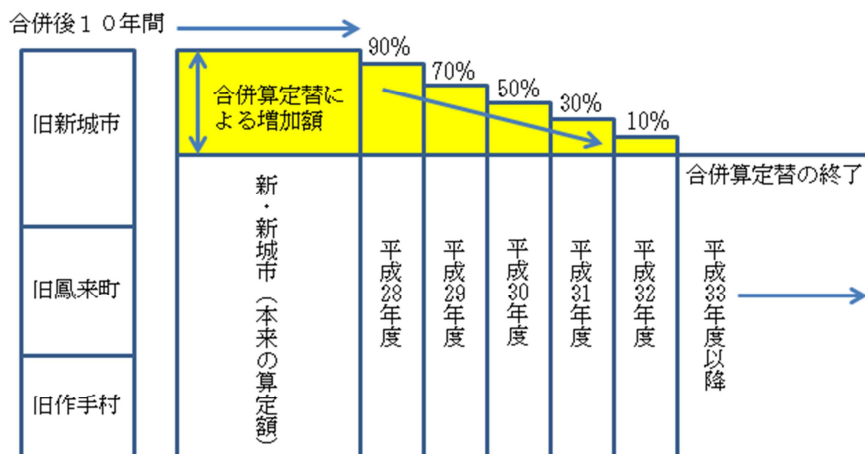


出典：新都市人口ビジョン（平成28年2月）

(2) 合併算定替の終了に伴う地方交付税の段階的縮減

新城市では、平成28年度から地方交付税の合併算定替による算定額の段階的縮減が始まっており、平成32年度末で合併算定替の取扱いが終了し、平成33年度からは一本算定（本来の算定方法）となります。

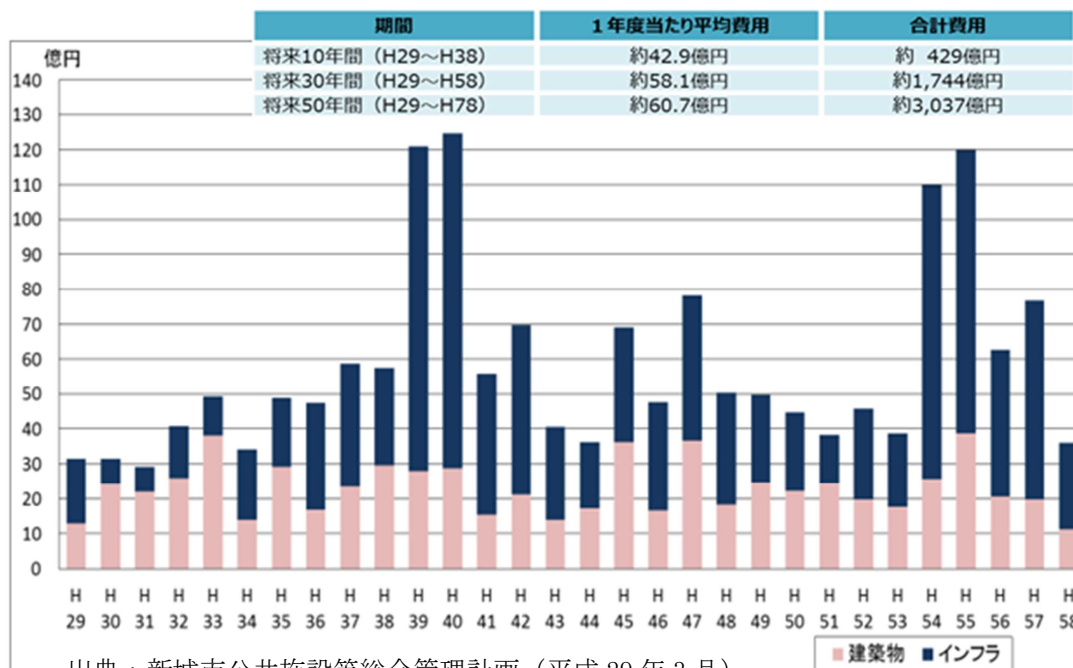
これにより、市税に次いで大きな財源である地方交付税が減少するため、一般財源の規模もますます縮小し、今後はこれまでと同じように様々な事業を展開することが困難になる可能性があります。



(3) 公共施設の維持管理に係る財政負担の増大

新城市には、昭和50年代から平成初頭にかけて整備した公共施設が多く存在しており、これらの施設は、近い将来一斉に更新時期を迎えるとともに、老朽化に伴って施設の維持管理に係る経費もますます増加し、財政的に大きな負担となることが予想されます。

建築物系施設・インフラ系施設を合わせた将来費用推計



2 プランの骨格

(1) 推進体制

『新城市財政健全化推進プラン』は、個々の取組自体はそれぞれの担当部署で行うこととなりますが、全体の進捗管理については、財政課が事務局となって新城市庁内会議設置規程にある「財務会計検討会議」で行うこととします。

(2) 推進期間

現在策定中の『第2次新城市総合計画』の前期計画（平成31年度～平成34年度）と合わせることにします。

(3) プランの体系及び財政効果目標額

大区分	検討項目	目標達成に向けた具体的な取組内容	推進期間における財政効果目標額 (単位：千円)
歳入確保	ふるさと納税増収	<ul style="list-style-type: none"> 第2次新城市総合計画基本構想の重点施策として取り組む事業を選定 既存の基金に積み立て、次年度以降実施する仕組みを構築 季節限定、体験型など市の特色を活かした返礼品の充実 市民のふるさと納税PR組織によるPRを実施 	85,000
	広告事業検討	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産の貸付けによる自動販売機の設置 公式ホームページの広告枠を広告事業者へまとめて貸付け 庁舎等の公共施設での壁面広告事業の実施 窓口呼び出し用の番号表示システムを広告付きで導入し、導入経費の削減を図る 	5,320
	新たな資金調達検討	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成過程でクラウドファンディングを検討するよう内部事務の見直し クラウドファンディング事業者と協定を締結し、市民団体等が利用しやすい環境を整備 	—
	徴収率向上	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理計画を策定し、債権管理条例を制定する 新たな部署設置により債権の一元管理を図る 職場内研修の実施 	207,000
	公共施設使用料等適正化	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担割合を見直し、消費税率の変更に合わせて使用料の改定を実施 施設毎の減免要綱を廃止し、すべての公共施設に適用する減免基準を策定し、一元管理する 	15,000
	市有地・分譲地売却	<ul style="list-style-type: none"> 低コストで効果的な販売促進方法の検討、実施 価格設定後、一定期間経過後の弾力的な価格見直し 	40,000
	学校・こども園の跡地利用	<ul style="list-style-type: none"> 地元との調整を進め、早期の跡地利用方針を決定 処分に必要な境界測量の実施 	—
	空き家活用	<ul style="list-style-type: none"> 空き家に対する固定資産税住宅用地特例の適用措置の検討 無償版空き家バンクの導入検討 	—
	ごみの有料化	<ul style="list-style-type: none"> ごみ有料化導入の市民意向調査、実施検討 	—

大区分	検討項目	目標達成に向けた具体的な取組内容	推進期間における 財政効果目標額 (単位：千円)
歳出 見直し	事務のペーパーレス化促進	<ul style="list-style-type: none"> 両面集約の活用等による紙の使用量の削減 タブレットパソコンを活用したペーパーレス会議の実施 	5,723
	窓口業務等アウトソーシング	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務に関する事務の効率化、集約化 再任用、臨時職員の派遣体制の整備 AI、RPA 技術の導入 外部委託（高齢者、障害者）の実施 	—
	施設管理経費削減	<ul style="list-style-type: none"> 同種同業の施設管理業務の効率的な発注 草刈り業務等作業班の設置 	32,517
	用品調達経費削減	<ul style="list-style-type: none"> 単価契約物品購入事務の省力化 余剰備品、消耗品等の再利用、有効利用 レギュラーガソリンのセルフ給油 	2,880
	総人件費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次定員適正化計画」により新たな定員管理を実施 時間外勤務縮減に向けた庁内の取り組み 	—
	補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等評価・検証シートの作成を義務付け、補助金適正化の判断材料とし、担当課自ら見直しができる手法を確立する 	—
	扶助費の見直し (就学援助を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当等の対象者の基準、援助内容等の見直しを図る 	10,080
	給食の提供方法	<ul style="list-style-type: none"> 【こども園】園再編指針を見直し、統廃合による効率化を図る 【小中学校】早期に給食施設の集約・配置等の整備計画を策定し、可能な限り集約した給食調理方式へ移行する。 	—
地域自治区予算の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治区予算組成のための情報共有シートを作成し、地域協議会の事業提案と市の方針との整合性や市からの事業化案との合意形成過程の充実を図る 事業中期における採択団体とのコミュニケーションの実施 地域活動交付金の運用基準(Q&A)の作成 	—	
公共施設等管理適正化		P I 推進 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設配置基準(案)に関する庁内研修の実施 公共施設の将来像の策定に向けたP Iプロセスの設計 	—
		公共施設配置基準作成 <ul style="list-style-type: none"> 配置基準根拠を整理する 	—
		施設調査 <ul style="list-style-type: none"> 各プロジェクトの取り組みへの専門的視点からの支援 施設所管課ごとに保管されている施設資料を整理及びデータ化し、再構築する資産運用・財産管理システムによりデータの一元化を図る 劣化度調査要綱及び施設管理マニュアルを作成 	—

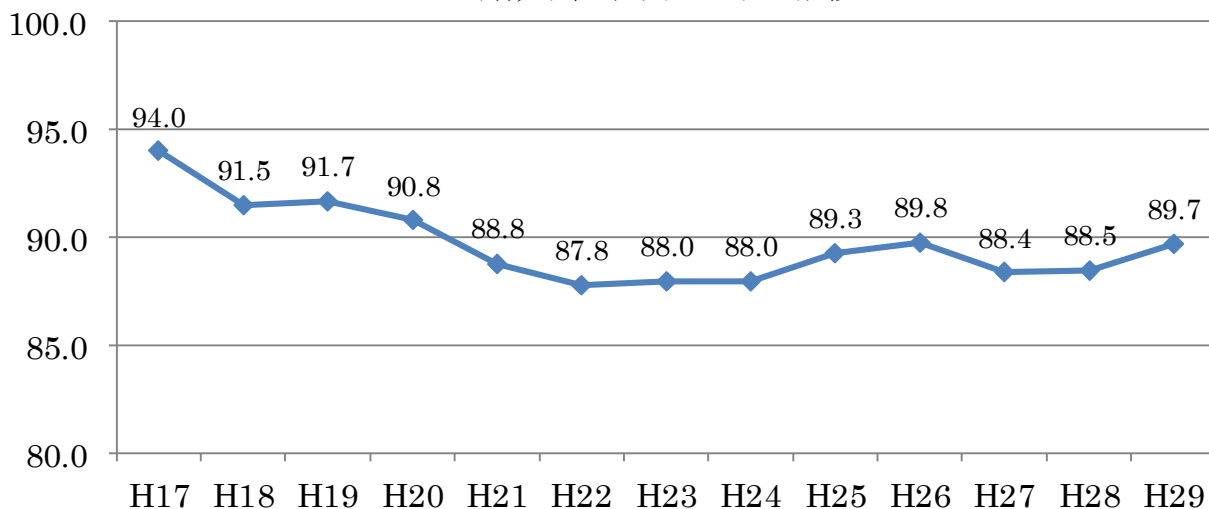
(4) 取り組みのチェック指標

① 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示すものです。

平成29年度決算統計では89.7%でしたが、今後とも90%以下を堅持することを目標にします。

新城市経常収支比率の推移

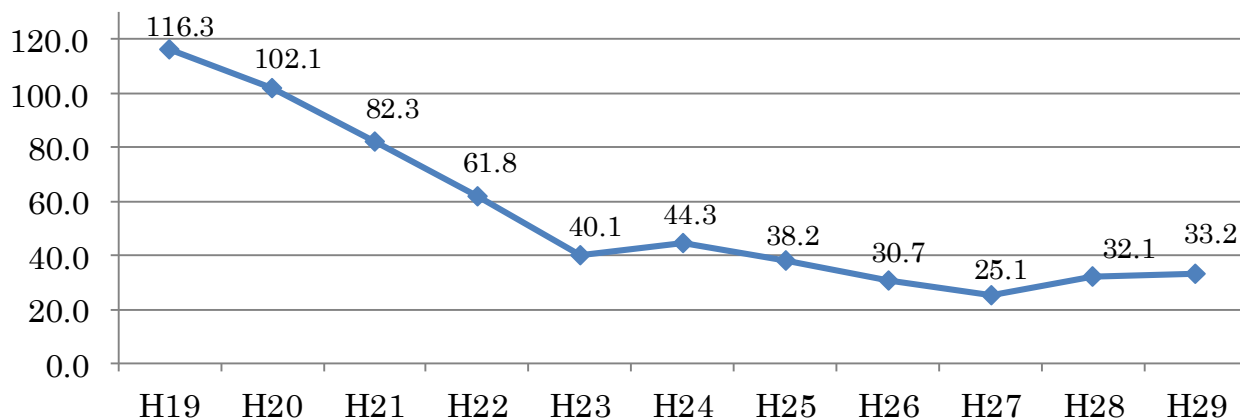


② 将来負担比率

将来負担比率は、市債残高をはじめ一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負担額（将来負担額）の標準財政規模に対する比率を示すものです。

平成29年度の将来負担比率は33.2%でしたが、これからは大型事業の実施に伴う市債残高の増加が見込まれる一方で、標準財政規模は減少傾向にあるため、数値が若干上昇することも予想されます。ただ、そうした状況にあっても、市町村合併後で将来負担比率が最も低かった平成27年度の25.1%以下の数値を目標にします。

新城市将来負担比率の推移



③ 各種基金の現在高

ア 財政調整基金

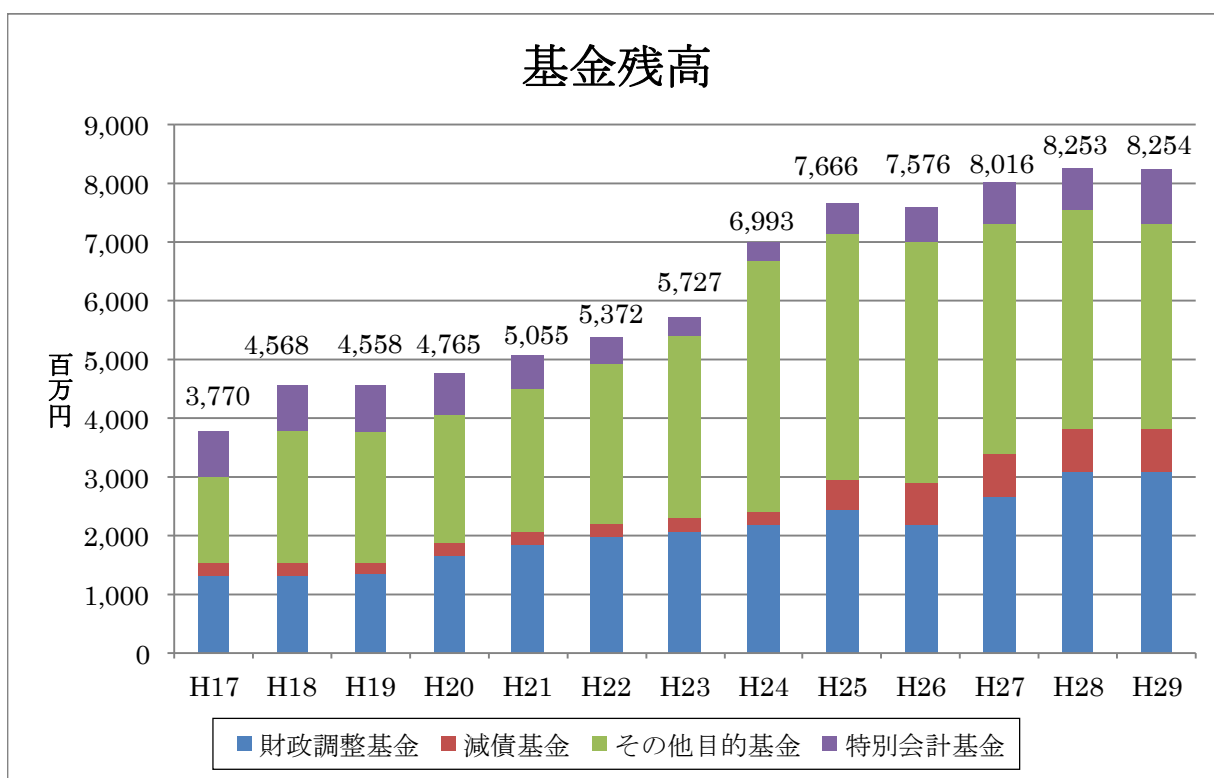
今後は、厳しい財政状況を反映し、取崩しを行う機会が増えて残高が減少することが予想されます。そうした状況にあっても、決算剰余金が発生した場合などは可能な限り積立を行い、基金本来の目的である災害発生時の緊急対応や財政運営の年度間調整機能を果たせるようにしていきます。なお、長期的には、基金残高を標準財政規模の20%程度に維持していくことを目標にします。

イ 減債基金

基本的には利子積立のみとし、市債の繰上償還が発生した場合や償還額が大幅に増加する年度が生じた場合などには必要最小限の額を取り崩すこととします。

ウ その他特定目的基金

それぞれ基金目的に沿った適切な運用を続けていくこととします。



3 プランの具体的な取組内容

(1) 歳入確保

ア ふるさと納税増収

検討項目	具体的な取組内容	目標数値等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
寄附目的の明確化と 返礼品の見直し	第2次新城市総合計画基本構想の重点施策 として取り組む事業を選定	3事業以上	6事業以上	事業の発展	事業の発展
	既存の基金に積み立て、次年度以降実施する 仕組みを構築	10,000	20,000	25,000	30,000
	季節限定、体験型など新城市の特色を活かした 返礼品の充実	60品以上	70品以上	80品以上	100品以上
	市民のふるさと納税PR組織「(仮称)ふる さと応援団」によるPR	10人以上	30人以上	80人以上	160人以上

イ 広告事業検討

検討項目	具体的な取組内容	目標数値等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
自動販売機設置への 市場競争の導入	行政財産の貸付けによる自動販売機の設置 (貸付期間：3年間)	調整・入札 (10台) —	設置(10台) 600	継続(10台) 600	継続(10台) 入札(10台) 600
ホームページ広告事 業	公式ホームページの更新	業者選定 —	新HP稼働 —	継続 —	継続 —
	広告枠を広告事業者へまとめて貸付け	要綱整備 入札 —	契約 300	継続 600	継続 600
公共施設での広告事 業	新庁舎における壁面広告事業の実施	実施 180	継続 180	継続 180	継続 180
	他の公共施設等での広告事業の展開	検討・入札等 —	実施 100	実施 100	実施 100
	広告付番号表示システムの導入（総合窓口 化）	検討・入札 1,000	導入 —	継続 —	継続 —

ウ 新たな資金調達検討

検討項目	具体的な取組内容	目標数値等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
市の事業や民間への クラウドファンディ ングの導入検討	事務事業判定・予算編成事務を見直し、クラ ウドファンディングを自主財源として位置 付け	見直し	—	—	—
	市の事業においてクラウドファンディング による資金調達を実施	—	実施	実施	実施
	民間事業について、制度設計及びクラウドフ ァンディング事業者との協定締結	協定締結	実施	実施	実施

エ 徴収率向上

検討項目	具体的な取組内容	目標数値等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
現年度徴収率の向上 と収入未済額縮減に 向けた全庁的な取り 組みの推進 （債権管理計画及び 債権管理条例の策定、 債権管理の一元化）	債権の一元管理 債権管理計画の策定、債権管理条例の制定	検討	計画策定 条例制定 新設部署へ 一元化	継続	継続
	現年度徴収率の向上 （平成29年度：98.67%）	—	98.80% 29,000	98.86% 29,000	98.93% 29,000
	収入未済額の縮減 （平成29年度末：603,000千円）	—	40,000	40,000	40,000
	債権管理に関するレベルアップのための職 場内研修等の実施	実施	継続	継続	継続

オ 公共施設使用料等適正化

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
施設使用料算定の適 正化	平成22年度算定料金をもとに、消費税率を 見直した料金に改定	条例等改正	条例施行 新料金	継続	継続
	受益者負担割合の見直し （平成35年度料金改定）	—	受益者負担 割合の見直し	受益者負担 割合の見直し	条例等改正
減免措置のあり方	各課減免要綱等廃止し、新たな市内全施設統 一の減免規定を策定	現行の減免 要綱等廃止 条例改正 新たな減免 規定策定	周知期間 減免措置 原則廃止 5,000	実施 5,000	継続 5,000

カ 市有地・分譲地売却

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳入増加見込額（単位：千円）				
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
市有地と分譲 地の早期売却	財政課	低いコストで効果的な広告等による販売促 進の継続	25,000	5,000	5,000	5,000
		袋地、面積過小又は不整形等の土地で、その土地に 隣接する土地の所有者以外の者が利用することが困 難な土地の売却価格の減額の可否を検討	—	—	—	—
	企画政策課 支所地域課	宣伝方法の見直し お試し居住体験による販売促進（長者平団地） 西三河・名古屋方面の企業への販売促進PR 住宅展示場へのPR	お試し居住体験 販売促進PR PR方法検討	販売促進PR PR方法検討	販売促進PR PR方法検討	販売促進PR PR方法検討
		価格の見直し 不動産鑑定を参考に価格を見直して販売	不動産鑑定価 格見直し	販売	販売	販売
		区画分割、形状変更 区画分筆販売、形状変更	検討	検討	実施	実施
	用地開発課	土地開発公社保有地の早期売却 保有地売却支援業務の活用による保有地売却	販売 販売方法の 見直し	販売	販売	販売
	都市計画課	旧芳ヶ入住宅の所管換 （道路：土木課 平地：財政課）	所管換	—	—	—
	市民病院 総務企画課	売却支援業務委託 不動産販売事業者へのヒアリング	—	—	—	—
	売却できなかった際の利活用方法の検討	—	—	—	—	

キ 学校・こども園の跡地利用

検討項目		具体的な取組内容	取組目標等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
			平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
学校・こども園の跡地利用の促進	企画政策課 教育総務課	施設毎の跡地利用方針（売却、賃貸、取壊し）の決定	地元調整 利用方針決定	地元調整 利用方針決定	—	—
		土地の境界確定	—	境界測量	境界測量	境界測量
		売却、賃貸、取壊し	—	実施	実施	実施
	こども未来課	旧中央こども園の跡地利用方針決定	検討	検討	検討	検討
		旧吉川こども園の避難所指定解除	検討	検討	検討	検討

ク 空き家活用

検討項目		具体的な取組内容	取組目標等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
			平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
空き家活用の促進方策	都市計画課	空き家に対する住宅用地特例の適用措置の検討	検討 制度設計	周知	実施	継続
		無償版空き家バンクの検討（司法書士との連携）	検討	実施	継続	継続
		空き家所有者への意向調査	実施	—	—	—

ケ ごみの有料化

検討項目		具体的な取組内容	取組目標等又は 歳入増加見込額（単位：千円）			
			平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
家庭系可燃ごみ有料化の可能性検討	生活環境課	ごみ有料化の可能性検討・方針決定	検討	決定	—	—
		市民意向調査の実施	実施	—	—	—

(2) 歳出見直し

ア 事務のペーパーレス化促進

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
会議、決裁、個人文書等のペーパーレス化方策	両面集約の活用、手引き・マニュアル・各種計画等の個人的な打ち出しの禁止・制限	使用量削減 (30%) 1,044	使用量削減 (40%) 1,387	使用量削減 (45%) 1,560	使用量削減 (50%) 1,732
	端末更新に合わせてタブレットパソコンを全職員に配布 ⇒庁内会議等でのペーパーレス会議の実施	実施率 (80%)	実施率 (90%)	実施率 (95%)	実施率 (100%)

イ 窓口業務等アウトソーシング

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
窓口業務等のアウトソーシング化の実現検討	窓口業務に関する事務の効率化、集約化	直営による 窓口業務 検証作業	アウト ソーシング 検討・決定	仕様検討	実施
	再任用職員、臨時職員の派遣体制の整備	業務量調査 人材確保	係又はルール 設定 試行的実施	試行的実施 検証	本格実施
	AI、RPA*技術、機器等を導入	デモ 検討	RPA等導入 順次実施	継続 処理事務の 追加	継続 処理事務の 追加
	外部（高齢者、障害者）委託の実施	実施 (生活環境課 予定)	実施 検証・見直し	実施 検証・見直し	実施 検証・見直し

※RPA：ロボットを使った業務プロセスの自動化。職員が行う単純で膨大な入力作業等をRPAソフトが処理。

ウ 施設管理経費削減

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
施設管理業務委託のとりまとめによる業務の省力化、効率化	施設管理業務の抽出・分類・調整	実施	—	—	—
	施設管理業務委託の発注・契約	準備	実施 1,467	実施 1,467	実施 1,467
緑地管理、草刈り作業等の業務一元化や高効率化	草刈り業務等作業班の設置	準備	実施 9,372	実施 9,372	実施 9,372

エ 用品調達経費削減

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
庁内物品の購入及びストック方法の見直し	単価契約物品購入に係る事務の効率化	実施 470	継続 470	継続 470	継続 470
	備品の再利用による購入の抑制	実施 100	継続 100	継続 100	継続 100
	消耗品の再利用による購入の抑制	実施 10	継続 10	継続 10	継続 10
	レギュラーガソリンのセルフ給油	実施 140	継続 140	継続 140	継続 140

オ 総人件費の削減

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
総人件費の適正化	『第4次定員適正化計画』により新たな定員管理を実施	実施	実施	実施	実施
	時間外勤務縮減に向けた庁内の取り組み	継続	継続	継続	継続

カ 補助金の見直し

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
既存補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 毎年「新城市補助金等評価・検証シート」の作成を義務付け、補助金適正化の判断材料とし、担当課自ら見直しができる手法を確立 予算要求時の添付資料として評価・検証シートを財政課に提出 	試行	実施	実施	実施

キ 扶助費の見直し（就学援助を含む。）

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
扶助費の見直し	福祉介護課 障害者手当の重点化について検討 検討内容を東三河五市障害福祉担当者会議等に議題提出	検討	検討	検討	検討
	こども未来課 市遺児手当の見直し(所得制限の導入等の検討)	見直し 2,520	継続 2,520	継続 2,520	継続 2,520
	教育総務課 県内や近隣市町村の状況等を把握しながら、対象者の基準見直しや援助内容など制度のあり方全体を検討	検討	検討	検討	検討

ク 給食の提供方法

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
給食の提供方法	こども未来課 こども園再編指針の見直し	検討	検討	検討	検討
	教育総務課 早期に給食施設を集約・配置等の整備計画(基本設計)を確定し、可能な限り給食施設を集約した給食調理方式に移行	整備計画策定 新城中学校区の実施設設計等	新城中学校区の実施設設計・ 建築確認	新城中学校区 の給食共同調理場建設工事	新城中学校区 の給食受入施設の改修工事

ケ 地域自治区予算の見直し

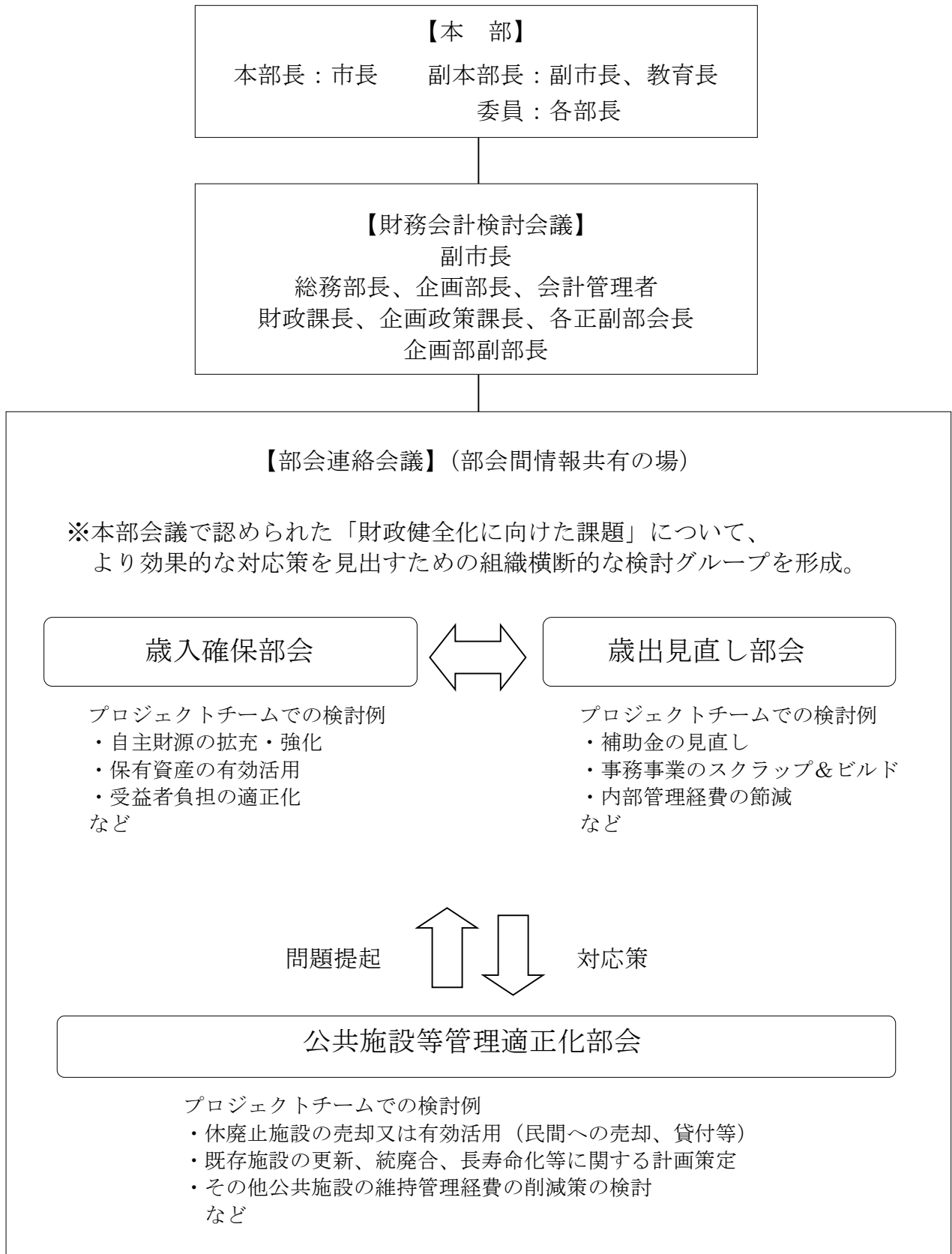
検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
より良い地域自治区予算のあり方	地域協議会からの事業提案とそれに対する市の方針との整合性や市からの事業化案との合意形成過程の充実を図るため、「地域自治区予算組成のための情報共有シート」を作成	実施	実施	実施	実施
より良い地域活動交付金のあり方	委託料や工事請負費等を計上した団体に対し、写真の撮り方等の留意点を記載したチラシを配布	実施	実施	実施	実施
	事業中期における採択団体とのコミュニケーションの実施	実施	実施	実施	実施
	地域活動交付金の運用基準（Q&A）の作成	作成	作成	作成	作成

(3) 公共施設等管理適正化

検討項目	具体的な取組内容	取組目標等又は 歳出削減見込額（単位：千円）			
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
P I 推進	公共施設配置基準（案）に関する庁内研修	30年度実施	—	—	—
市民との相互理解を基本とした進め方	公共施設の将来像の策定に向けたP I プロセスの設計及び実施	29・30・31年度実施	—	—	—
公共施設配置基準作成	真に必要な公共サービスのための公共施設配置基準	29・30年度実施	—	—	—
配置基準根拠を整理					
施設調査	公共施設管理適正化部会の目標達成に向けたP I 推進、公共施設配置基準作成の各プロジェクトの検討における施設運用の法的な矛盾点や課題の解決について専門的視点から支援を実施	29・30年度実施	—	—	—
	所管課にて保管されている各施設の資料を時間をかけて確認するとともに、施設管理に重要な資料は整理及びデータ化のため一度集約	実施	実施	—	—
	施設管理に向けた劣化度調査要綱や施設の管理マニュアル等の作成。現有の資産運用システム及び財産管理システムを再構築	実施	実施	—	—

資 料

第2次新城市財政健全化推進本部体系図



事務局：財政課及び各プロジェクトチームのリーダー等が担う。

新城市財政健全化推進本部規程を次のように定める。

平成29年5月30日

新城市長 穂 積 亮 次

新城市財政健全化推進本部規程

(設置)

第1条 本市の財政の健全化を推進するため、新城市財政健全化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 財政の健全化に向けた重要事項を審議すること。
- (2) 財政の健全化に向けた総合調整に関すること。
- (3) 財政推計の進行管理に関すること。
- (4) その他財政の健全化の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。

- 2 本部に副本部長を置き、副市長、教育長をもって充てる。
- 3 本部に本部員を置き、部長及びこれに相当する職にある者のうちから、市長が任命する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部に部会を置く。

- 2 部会は、第2条各号に掲げる事務に関する事項のうち本部が指示するものについて調査審議する。
- 3 部会員は、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、本部長の命を受けて部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月3日から施行する。

第2次新城市財政健全化推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市財政健全化推進本部規程（平成29年新城市訓令第12号）（以下「本部規程」という。）に基づき設置する第2次新城市財政健全化推進本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の構成)

第2条 本部は、次のとおり構成する。

- (1) 本部会議
- (2) 財務会計検討会議（以下「検討会議」という。）
- (3) 部会

(本部会議)

第3条 本部会議は、本部規程第3条の規定に基づき組織する。

2 本部会議は、本部規程第2条に基づく事務について、審議し、決定する。

(検討会議)

第4条 検討会議は、新城市庁内会議設置規程（平成19年新城市訓令第14号）第8条の規定に基づき組織する。

2 検討会議は、次に掲げる事項について調整及び審議を行う。

- (1) 本部会議に付議する事項
- (2) 部会において調査審議すべき事項
- (3) その他本部長が指示する事項

(部会)

第5条 本部は、本部規程第6条の規定に基づき、次のとおり部会を置く。

- (1) 歳出見直し部会
- (2) 歳入確保部会
- (3) 公共施設等管理適正化部会

2 部会は、部会間の情報を共有するため、必要に応じて部会連絡会議を行う。

3 部会は、本部会議で認められた課題等について、効果的な対応策を見出すための組織横断的な検討グループを置くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

第2次財政健全化推進本部経過

本部会議

平成29年	5月30日	第1回本部会議
	11月24日	第2回本部会議
	3月27日	第3回本部会議
	9月28日	第4回本部会議

財務会計検討会議

平成29年	5月18日	第1回財務会計検討会議
	11月17日	第2回財務会計検討会議
平成30年	3月22日	第3回財務会計検討会議
	9月20日	第4回財務会計検討会議

歳入確保部会

平成29年	6月6日	第1回歳入確保部会
	19日	第2回歳入確保部会
	27日	第3回歳入確保部会
	8月25日	第4回歳入確保部会
	10月31日	第5回歳入確保部会
平成30年	3月16日	第6回歳入確保部会
	5月10日	第7回歳入確保部会
	8月23日	第8回歳入確保部会

歳出見直し部会

平成29年	6月1日	第1回歳出見直し部会
	12日	第2回歳出見直し部会
	23日	第3回歳出見直し部会
	9月14日	第4回歳出見直し部会
	10月24日	第5回歳出見直し部会
平成30年	3月15日	第6回歳出見直し部会
	5月9日	第7回歳出見直し部会
	8月23日	第8回歳出見直し部会

公共施設等管理適正化部会

平成29年	6月16日	第1回公共施設等管理適正化部会
	21日	第2回公共施設等管理適正化部会
	27日	第3回公共施設等管理適正化部会
	9月13日	第4回公共施設等管理適正化部会
	28日	第5回公共施設等管理適正化部会
	10月27日	第6回公共施設等管理適正化部会
平成30年	2月7日	第7回公共施設等管理適正化部会
	3月16日	第8回公共施設等管理適正化部会
	4月24日	第9回公共施設等管理適正化部会
	8月24日	第10回公共施設等管理適正化部会

部会連絡会議

平成29年	7月10日	第1回部会連絡会議
	11月10日	第2回部会連絡会議
平成30年	3月19日	第3回部会連絡会議
	8月31日	第4回部会連絡会議

その他

平成29年	9月21日	指定検討項目担当課長会議
-------	-------	--------------